

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年九月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにしたし、また、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年九月九日

兵庫県尼崎市北初島町一六番七号

協和築炉工業株式会社

代表取締役 古賀 敏史

株式分割につき通知公告

当社は、令和八年九月二日開催の臨時株主総会において、令和八年九月一日をもって当社株式一株を一〇〇株に分割することを決議いたしました。つきましては、右記株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を令和八年九月一日と定め、公告いたします。

令和八年九月九日

秋田県秋田市御野場二丁目一番七号

アンカレッジ・イーストジャパン株式会社

代表取締役 松本 大

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるクリシユナンサンタクマリプラギートが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年九月九日

大阪府福島区福島二丁目一〇一四

PRENA TECHNOLOGIES PRIVATE LIMITED

日本における代表者

クリシユナンサンタクマリプラギート

限定承認公告

本籍北海道札幌市東区北三十四条東四丁目三番、最後の住所札幌市東区北三十四条東四丁目三番四一〇一〇号

被相続人 亡 石井 功

右被相続人は令和七年九月二十六日死亡し、その相続人は令和八年九月一日札幌家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年九月九日

札幌市中央区大通西十丁目南大通ビル三階

八幡・林法律事務所

相続財産清算人 石井 和子

右代理人 弁護士 林 佑介

限定承認公告

本籍山梨県南巨摩郡早川町保九三番地、最後の住所山梨県甲府市青葉町八番二九号

被相続人 亡 望月 光喜

右被相続人は令和八年八月二十日死亡し、その相続人は令和八年八月三十一日甲府家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年九月九日

山梨県甲府市青葉町八番二九号

相続財産清算人 望月 正子

限定承認公告

本籍鹿児島県鹿屋市串良町細山田三三九番地、最後の住所大阪府柏原市玉手町一五番二四号

被相続人 亡 有村 喜義

右被相続人は令和八年三月十八日死亡し、その相続人は令和八年八月三十一日大阪家庭裁判所支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年九月九日

大阪府柏原市玉手町一五番二四号

相続財産清算人 有村 宏子

限定承認公告

本籍三重県尾鷲市古江町三五番地、最後の住所愛知県名古屋市中川区五女子町二丁目三番地一

被相続人 亡 大川 裕

右被相続人は令和七年八月十八日死亡し、その相続人は令和八年八月三十一日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年九月九日

大阪府柏原市玉手町一五番二四号

相続財産清算人 有村 宏子

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資十萬三千口を消却することにしたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年十月十三日までに当社にご提出下さい。

令和八年九月九日

兵庫県神戸市西区榎野台五丁目一番地二七

限定承認者 大川 長生

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資十萬三千口を消却することにしたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年十月十三日までに当社にご提出下さい。

令和八年九月九日

兵庫県神戸市西区榎野台五丁目一番地二七

限定承認者 大川 長生

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

令和八年九月九日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇一二〇

新今宮・ホテル・インベストメント特定

目的会社

取締役 栗国 正樹

任意清算公告

当社は、令和八年八月三十一日をもって解散し、会社法第六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年九月九日

長野県千曲市上山田温泉一丁目三番地一四

代表社員 高橋 修二

合資会社島屋

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五十七億七千八百九十萬円減少することにしたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は令和八年五月十四日付官報外第一〇七号の六十四頁に掲載されています。

令和八年九月九日

東京都港区西新橋一丁目二番五号六階

KR Ginz a 特定目的会社

取締役 鎌形 武彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十億三千万円減少することにしたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asac-epn.jp/ir/00001290266y

令和八年九月九日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇一二〇

新今宮・ホテル・インベストメント特定

目的会社

取締役 栗国 正樹

債権申出の公告(第二回)

当社は、昭和五十二年二月二十五日株主総会の決議により解散しましたが、残余財産の清算のため、令和八年五月十八日、東京地方裁判所(令和八年(ヒ)第二二八号)より、当職が清算人に選任されました。

当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年九月八日)の翌日から二箇月以内に申し出下さい。右期間内に申し出がないときは清算から除外します。

令和八年九月九日

東京都渋谷区神南一丁目二番一六号

日生実業株式会社

清算人 弁護士 江上千恵子

連絡先 東京都江東区住吉一一九一

六〇二

訂正公告

令和八年九月二日(号外第一九六号)掲載の第三期決算公告(枠組)中、固定資産「8,128」とあるは「8,077」、資産の部合計「8,159」とあるは「8,108」、株主資本「2,565」とあるは「2,514」、利益剰余金「4,884」とあるは「4,735」、(うち当期純損失)(179)とあるは「(230)」、負債及び純資産の部合計「8,159」とあるは「8,108」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

令和八年九月九日

東京都港区虎ノ門一丁目三番一

築館アライアンス株式会社

代表取締役 桐迫 啓彰

正誤

令和八年五月一日(号外第一号)厚生労働省告示第二百十二号(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件)

(原稿誤り)

四ページ改正後欄一行目から二行目まで及び改正前欄一行目から二行目までの各行は、いずれも縦書きとする。

ページ段

行

誤

正

令和八年五月二十九日(号外第十九号)厚生労働省告示第二百三十二号(特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件)

(原稿誤り)

七九

改正後欄

使用創薬被覆材

七

創薬用シート

七

創薬用シート

七

創薬用シート

七

創薬用シート

七

創薬用シート

七

創薬用シート

七

創薬用シート

七

創薬用シート